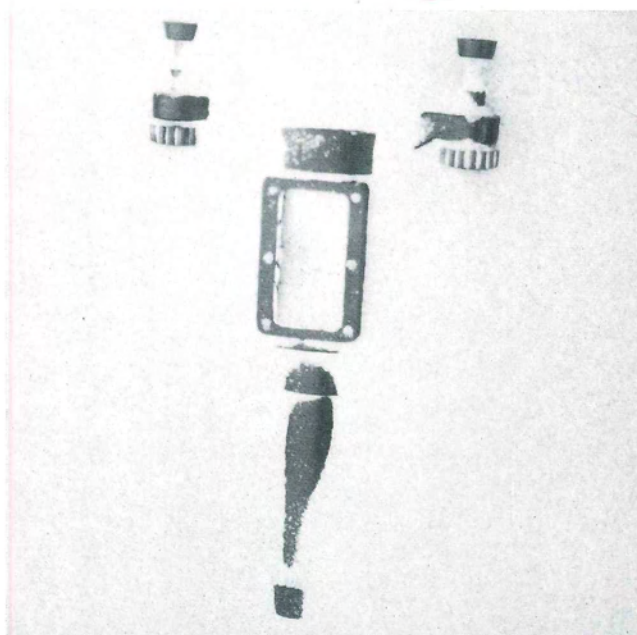


# ARCHITECT

Japan Institute of Architects

1989 10 — OCT



## C O N T E N T S

- 「あすなるプロフェッション」 小山 齊氏に聞く
- 「建築家職能原則五項目」
- 官公庁の設計・施工分離について聞く
- 職業としての建築② 瀬口 哲夫  
兼業を禁止するRIBAの理念と建築界の実態との相克
- 都市への提言 都市の永遠性と仮設性 若山 滋

No. 13

ARCHITECT  
89.10. OCT

CONTENTS

目次

Essay	
会員ずいひつ—ceramics・焼き物	2
尾関 利勝・勝沼 功・石田 裕幸・國分 孝雄	
Interview	
「あすなるプロフェッション」	8
小山 齊氏(名古屋弁護士会会長)に聞く	
Suggestion	
都市への提言	
都市の永遠性と仮設性	15
若山 滋	
History	
職業としての建築②	
兼業を禁止するRIBAの理念と建築界の実態との相克	
瀬口 哲夫	18
人にやさしい建築をめざして	20
松久 哲雄	
「建築家職能原則五項目」	6
官公庁の設計・施工分離について聞く	16
Woman	
構造設計は女性向き	14
垣見あき代	
Art	
墨に浮かぶ心象風景	21
ノーマン・カトウ	
21世紀の都市デザイン — 都市デザインセミナー	13
News	
賛助会員の製品紹介 — 高橋物商(株)・パイロット建材工業(株)・菱電サービス(株)	22
Book	
新刊案内	7

表紙デザイン カミムラショウサク (E. D. LABO)

## 会員ずいひつ

### ceramics・焼き物

#### 焼物にまつわる嬉しい話

尾関 利勝

3年前の秋、多治見を中心とした東濃地域で、国際陶磁器フェスティバルが開かれた。トリエンナーレのこの催しは今年も開かれることになっている。

先回のフェスティバルを見て、二つのことに感動した。その一つは、通常の展覧会や美術展では、専門家や趣味人の参観客が多いのだが、地域イベントであるこの場合には、あふれるほど大勢のごく普通の地域のおばさんやおじさんたちが、何気なく、世界から集められた抽象、具象入り混じった芸術作品やデザイン製品を見ていたこと。そのことが間接的であれ、新しい取組みを試みようとする地域の職人さんや芸術家たちの活動を認知することにつながり大きな力添えになるだろうと思われ、無性に嬉しくなってしまう、会場の情景がいつまでも心に焼き付いて離れなかった。

もう一つの感動は、焼物の技術とデザ

インの国際的なトランスファーが、しごく当たり前のことながら国際化を標榜としている現代よりも、もっともっと遠い昔から行われていたことを目の当たりに感じる場面に出会ったことである。

もうかれこれ10年になるのだが、染め付けのコレクションをしていた母親の影響もあって、地方の仕事のついでに道具屋に立ち寄っては、店の親父さんと話し込み、ほとんどガラクタのような半端物をまるで拾い集めるようにコレクションを始めた。きっかけは、染め付けの器に盛り付けた料理が視覚的ではあるがとてもおいしく感じたことにはじまる。

以来、我が家の食器棚はいつの間にか、他の焼物が駆逐され、総て染め付けに変わるほどのこだわりになってしまった。

初めは、生活の実用道具・雑器としてのコレクションだったから、産地や時代考証にさほどこだわりは無かったのだが、ある程度ストックができてくると、一つ一つの器のルーツが気に懸かってきはじめる。目利きと言うには程遠いが、道具屋の親父に教えてもらったり、本を調べ



たりするようになった。正直なところ、およその産地と時代の類推はついてきたのだが、正確にはよくわからないものが多い。

そんな中で、東インド会社を介在した染め付け技術とデザインの発達や、中国・日本・東南アジア諸国・ヨーロッパ間の技術・デザインのトランスファーの歴史がおぼろげながら見えてきた。使う・食べる楽しみに意味と歴史の楽しみが加わった。こうなるとますますコレクションへの愛着が湧いてくる。

ちょうどそんな時に会場の海外陶器の紹介コーナーで以前本で紹介され見覚えのあった柿右衛門写しのマイセン製の皿に目がとまった。その気になれば、いつでもデパートや輸入食器店で見ることができのだが、こんな会場で出会うとは予想さえしていなかったから、嬉しくて、感々してしまった。

今、私のコレクションの楽しみは器との会話にある。なぜか気に入った器は、不思議に語りかけてくる。器の表情をとおして職人の仕事の技と心意気が見え、その感覚の度合が私にとって器の良し悪しの評価になるようになってきた。産地



や時代考証もいづれか意味を持つてはいるが、むしろ語り合える器が楽しく、嬉しい。

仕事に疲れて家に帰り、家族が寝静まった夜中に食器棚を眺め、器を取り出して語り合い、いつまでも悦に入る様は、他人から見ればおかしな光景だと思うが、仕事と趣味の区別がつかない私の生活の中で、唯一の趣味らしいことになっている。

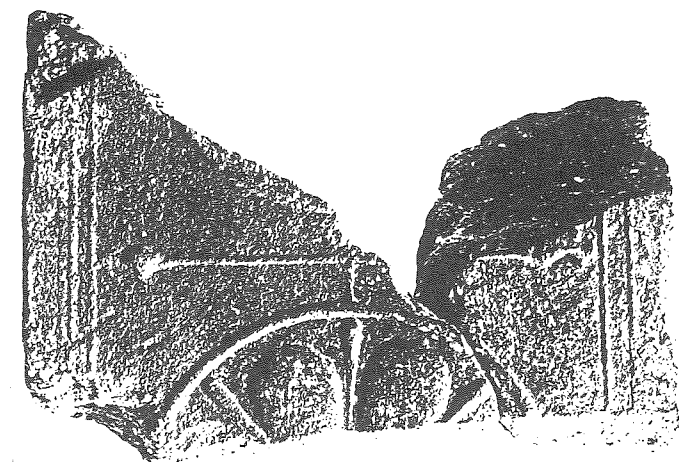
ものづくりの仕事にかかわる私にとって、私の器のコレクションはいつまでも人に語りかけることのできる仕事をしていかなばと教えてくれる好い教師でもある。(アルバック株式会社 建築研究所)



#### 宋 胡 録

勝沼 功

独立して事務所を持って2、3年の頃、住宅の設計を依頼されると必ずといっていいほど茶席の希望が条件になっていた。万博が大阪で催された頃のことであるから、私も30才を少し出たくらいであり、設計自体が幼稚であった上に茶道の心得は皆無であった。したがって施主にはその都度、自分の無調法を白状して、施主



の流派の先生を尋ね一服を頂戴しながら茶室についてのノウハウを授かっていた。

しかし、こと茶道については、いずれの先生も、「膝を崩して気楽に召し上がって下さい。」の一言しか言われなかったのは、それが相手への思いやりだからであろう。

ある時、M流の高弟の茶席を訪れ、床飾りに置かれた小さな丸型の香合が私の目を引きつけた。尋ねると、くすんだ白地に茶色の単純な図柄を美しく配したその小粒な施釉陶器は、本物であればタイの鉄絵といわれる宋胡録であろうとのことであった。そして、実はこれは昨日京都の骨董屋の店先で見つけて子どもの小遣いほどで買い求めたもので、恐らく唐津かどこかで香合として焼かれたものであろう。もし宋胡録であるとすれば香合としてでなく当然単なる合子として作られたものだと思うが、そんなことは自分にとっては無関係であり、美しく思い、欲しいと思ったから自分の物にただけの話である。少なくとも茶の湯に銘など必要ないとのことであった。

以来、私は旅先で気に入った香合を見つけると入手するようになった。そして数年後にタイ国を訪れた機会にバンコク

の街中の骨董屋を数軒廻り、店の奥の施錠された両開きのショーケースの中に恭しく鎮座している鉄絵の宋胡録の合子らしき物を発見したときは、興奮して夢心地であった。店主は鍵付の机の引き出しから真鍮の鍵を持ち出しておもむろにショーケースの錠を外し、これは300年以上昔のものだと自慢げに差し出した。

多分本物の宋胡録ではないだろうと思う反面、もし本物の場合にはタイ政府の許可なしには国外持ち出しができないのだからと、出国の際には持ち込みショルダーの一番上へのせたが、古ぼけた紙に丸められたちっぽけな陶器を審査官は全く黙殺した。

帰国後、その合子をしげしげと眺めていた女房殿が一言「この合子の蓋は色合いも少し違ふし蓋口にも合っていないから、もしかしたら本物かもね。」

それでも、いまだにクアラルンプールでも、シンガポールでも、懲りずに骨董屋をまわり、気に入った合子を見つけると持ち帰らずにはいられない。

(尾関利勝設計主宰)

## 住まいとやきもの

石田 裕幸

生活の器としての住まい、生活で使う器—やきもの。住まいとやきものには共通したところがあるように思う。住まいが人間の歴史と共にでき、今に至るまで変遷してきたように、やきものも人間の発達と共に歩んできたと思う。住まいとやきもの魅力はいうまでもなく、芸術としての面であろう。やきものは私にとっては素材として木でも金属でも硝子でもない天然材料でできた、かつまた偶然的要素が非常に多い点に大変興味がある。地方特有の民家が面白いようにやきものまさにその土臭さが、温かい肌触りが私は好きである。

私は住まいと同様やきものにおいても視覚的、触覚的に柔らかなものが気に入っている。

ハウスメーカーのマスプロ化された住まいがあるように、毎日使う茶碗や、湯呑みの類があり、個性豊かな住まいがあるように、優れた作家のやきものがある。住まいもやきものもすぐれて文化的で奥の深いものだと思う。

名古屋を中心としたこの地方は美濃、土岐、瀬戸、常滑といったやきもの産

地で、余暇の時間が増えたのか、私の廻りでも趣味で陶芸をしてみえる人も多い。今も施主の趣味が陶芸ということで住まいに陶芸のためのアトリエを付属させた建物を計画している。施主と陶芸展にいたり、作品を見せていただいたりして陶芸の面白さを度々聞き、作ってみたいかと進められるのだが、その面白さは十分わかるのだが、その底知れぬ魅力と奥の深さの前に、住まいの設計で似たような魅力を知っているだけにたじろいでいる。作品に対する満足感と不満感。造形に対してのあくなき探求。

二つも面白いことに取り組んだのでは身が持たないと思い、陶芸にはなるべく近づかないようにしている今日このごろです。 (石田建築設計事務所主宰)

## 謎の白釉緑絵陶器に ロマンを求めて

國分 孝雄

私と焼物とのかかわりはかれこれ30年近くになる。もちろん仕事柄主にタイルに関してであるが、時には瀬戸や多治見などのタイルの産地の陶芸作家の作品にふれる機会もあり、長年の間にはそれらの陶芸作品も多少なりとも集まり、手元

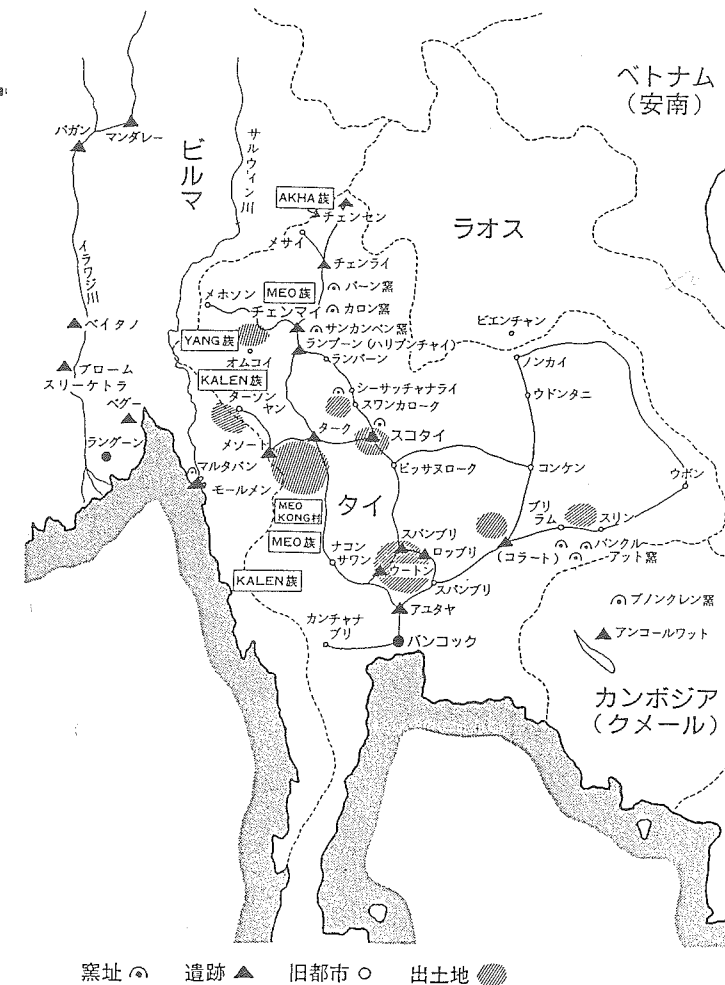


に置いて親しんできた。昭和60年の7月であったと記憶しているが、私が以前から懇意にしている古美術のギャラリーで催されていた東南アジア古美術展(タイ・ビルマの焼物展)を見た時のことである。2、3点あったタイ古陶器の前で驚きと共に言葉では言い表すことのできないような衝撃を受けた。私が今までに目にしたこともない新鮮な不思議な陶器であった。それは貫入のある白地に緑釉で絵文様の施された珍しい直径30cmはある大皿であった。絵文様は花文が主で、何ともおおらかに描かれている。のちに手に入れたものの中には、数は非常に少ないが鳥文様、騎馬文様のものもある。また1点だけ魚文様のものが発掘されたと聞いている。

タイの古陶磁器には代表的なものとし



## タイ国 遺跡・窯跡および出土地



てはスワンカロク(日本では安土桃山時代より宋胡録の名でお茶の世界を中心としてよく知られている)やスコタイがある。最近発掘されたタイ北方窯のカロン、サンカンベン、パーンなどの古陶磁器も非常に技術的にも美術的にも優れており評価の高いタイ古陶磁器である。ところがこの不思議な白釉緑絵の古陶はそのどれも様式的にも感覚的にも完全に異なったものであった。この白釉緑絵陶器は昭和59年の4月頃、タイ北部ミャンマ(ビルマ)国境ぞいのターク県メソート地方テナセリム山脈のポップラ地区で数千点から一万点以上といわれる多量の中国古陶磁器や前述のタイ古陶磁器と共に発掘されているという。中国古陶磁器は大半は明代のものでタイ古陶磁器はスワンカロクの青磁や鉄絵、スコタイの鉄絵が主でその他タイ北方窯のものも多数発掘されている。このなかに非常に少ない発掘点数であるが、この謎の白釉緑絵がその数にして約200点から300点くらいあったらしい。発掘場所がタイ国内でも治外法権的なところでカレン族、メオ族、ヤン族、アカ族といった山岳少数民族が支配している地域である。またその発掘現場を見たものも少なく、これらが何の遺跡から発掘されているかもはっきりしていないが恐らく15~16世紀の墳墓からだともいわれている。この発掘は世界的にも古美術界では一大セッションを巻き起こし、これらの遺物が日本を初めアメリカやヨーロッパにも多量に流れ出したことはいうまでもない。さてこの問題の白釉緑絵陶器であるがその焼成窯がいまだにわからず謎の白釉緑絵陶器として世に知られるようになった。推測であるが当時の王侯の御用窯であっ

たとも考えられる。タイ・ミャンマ国境地域ではタイ人も北タイ人も異なった文化を持った人たちが今でも住んでおり、19世紀初頭にこの地を訪れたイギリス人の記録に王国(ユンザリー)の遺跡が残っていたと記されていたというが、今日ではそのような遺跡の存在の確認は何もない。この地域は歴史上もあまり解明されていない地域であり、案外今まで歴史上知られていなかった王国が存在していたかも知れず、東南アジアの歴史を変えるような発見につながる可能性もあるように思われる。

今では4年前の初めての出会い以後、この謎の白釉緑絵陶器の魅力の虜になり、私の目にふれたものは手当たり次第に入手し、その数は約200点弱におよんでいる。最近ではほとんど目にするこ

くなり、タイにおいても前述のすでに発掘された時のものが1点か2点出てくる程度で新しく発掘されたという話も聞いていない。この謎の白釉緑絵陶器の研究は名古屋大学名誉教授の山崎一夫先生(考古化学)や東京国立博物館学芸部長の長谷部楽爾先生が進められており、地元タイではチェンマイ大学のショウ教授やバンコク国立博物館のチャンダビ氏が調査研究をされている。しかしいまだもって謎のままであることはいうまでもない。現在発掘された白釉緑絵陶器の大半は私の手元にあるので、私なりに調査研究を進め、いずれまとめて発表するつもりである。今年末には、立入ることが可能ならばぜひ発掘現場を調査に訪れたい夢をふくらませている。

(國分設計主宰)

## 「建築家職能原則五項目」

社団法人新日本建築家協会

新日本建築家協会は、建築家の職能を制度的な裏付けをもって日本の社会の中に定着させ、建築家が確固とした立場にたつてその業務を遂行できるようにすることを、最大の目標として設立されました。

しかるに、我が国の建築界の独特な構造に加えて、近年、建築生産の方式が多様化し、建築家の職能に対する理解も、JIA会員の一致した見解を見出すのは必ずしも容易ではない状況にありました。

しかし、JIAとして、基本的な原則について、会員の共通の認識の基盤が必要なことは言うまでもありません。

さらに、JIAは、この秋には米国建築家協会(AIA)と「建築家職能に関する協定」を結ぶ予定で検討、協議を進めています。このように諸外国の建築家との交流を進めるにあたって、我々は建築家の職能についての共通の理解と理念を確立しておく必要があります。

同時に、我々が建築家の職能の確立を求めるにあたっては、何よりもまず一般市民の理解を得ることが必須となります。そのためには誰でも理解できる文章で建築家の職能の基本的な考え方を説明できなければなりません。

こうした目的から、昨年来職能委員会を中心に、全会員の意見を求め、各支部においても論議して建築家の職能というものを説明できる文章の作成を進めてきました。その成果が「建築家職能原則五項目」としてまとめられました。

### 五項目のコンセンサスを得るまで

JIAとして建築家職能とは何かに対する全会的な論議を得るために、昨年来JIA会員の皆様に「建築家職能五原則」案を送付し、意見を寄せていただくよう解答を求めてきました。各段階において熱心な意見、修正案などが数多く寄せられ、特にこの間、毎回の理事会において、集中した論議が行われ、各副会長および各支部長、楨理事などによる代案も次々と出されました。

職能委員会は都合13回('88年7月14日以来)委員会を開催し検討を続けてきました。職能基本五項目の原案を第2回JIA大会('88年11月)テーブルディスカッションで報告、討議を経て、その後全会員に案文を配付したことは前述の通りです。その結果本年2月に全会員からの意見を各支部で集約したものを総て職能委員会においてとりまとめ、原案の内容に各意見を反映するよう討議を重ねました。

この原則については、本年の5月24日、

総会の席上においてJIA会員に「職能に対する共通の認識を求める」と題した職能原則の報告を行い、出席者の大方の賛同を得ることができました。

6月21日の理事会で項目および文案の大綱が承認され、さらに一部の語句の修正について内井昭蔵副会長・広報委員長と職能委員会との間で数度の長時間にわたる論議を経て、最終成案が完成し、7月19日理事会において全会一致で承認されたものであります。今回の原則は、全会員のコンセンサスをえた上での「JIAの考える“職能”とは何か」についての現時点における公式見解であり、建築家職能論に対する一つの回答でもあります。

団体としての今後の活用は、本原則を職能についての会員共通の理念として認識を深め、JIAは「このような職能団体です。」といえる時が一日でも早く到来するよう、活動に際しての精神的よりどころにしていきたいと思います。

## 建築家職能原則 五項目

1989年7月19日

### 建築家職能原則

建築家は、これまでのすぐれた遺産を継承し、自然環境をまもり、自らの業務を通じて安全で快適な環境をつくり、人びとの共感と理解に支えられつつ、人間の幸福と社会文化の形成に寄与します。

この建築家の業務は職能意識によって裏付けられています。建築家職能を要約すると、次の五項目になります。

1. 依頼者と社会への対応
2. 専門家能力と研鑽
3. 自由と独立の立場
4. 権利と責任
5. 職能団体

### 1. 依頼者と社会への対応

建築家は依頼者の目的、期待に応じてその敷地の持つ特性を専門家能力によって正しく活かし、良質な建築をつくるために最大限の努力をします。

しかし、建築は多くの利用者や、それが建てられる地域の環境形成に大きな影響を及ぼします。このように建築は、依頼者だけのものではなく公共性をもった大きな存在です。建築家は特定の依頼者の要請に応える努力とともに、地域環境や社会の中において建築のあるべき姿に対する明白な信念を持って、行動することが大切です。時として、依頼者と地域社会の利害関係が対立した場合でも、自己の信念に基づき、建築のもつ公共性を守る覚悟が必要です。

### 2. 専門家能力と研鑽

建築家には依頼者の様々な要求と同時に社会の要請に応えるため高度な専門家としての能力が求められます。

建築は、幅広い技術分野を総合してつくられるものでありますが、建築家は単にデザインだけでなく法律的問題、経済性、耐久性、工事の監理、完成後の維持にいたるまで広範な分野についての専門家として依頼者の信頼に応えることとなります。又、拡大し分化しつつある関連技術を自らの哲学に基づき統合する役割を担っています。従って、建築家は常に芸術的感性を涵養し、新しい知識や技術などの修得を心掛け、専門的経験を積み、絶えず研鑽に務めることが必要です。

### 3. 自由と独立の立場

建築家は依頼者や社会に対し、個人の利益を離れた専門家としての助言を行う責任があります。

公正中立の立場を維持するために建築家の立場は自由でなければなりません。そして依頼者の正当な権利を守り、建築家としての社会的正当性を貫くために建

築家は工事施工の分野とは分離し、建築の生産、流通などの経済の機構の中で独立した中立的第三者の立場を保持しなければなりません。これにより建築家は材料の選定、工事費の査定等の設計監理を依頼者に代わって適正に行うことが可能となります。

職能意識に裏付けされ修得した見識に基づく判断は、優先されるべきです。

### 4. 権利と責任

建築家の自由と独立の立場を保持し、専門家能力を発揮するにはその業務を遂行できるだけの経済的な裏付けがなければなりません。

自らの仕事に誇りをもって、責任を全うするためには適正な報酬が必要です。しかし、建築家の報酬は利益を得ることが第一の目的ではありません。これを受けることで建築家として自立し、公正な判断と業務の遂行が可能となります。その結果、安全で快適な環境をつくり、有形無形に依頼者や社会に還元することによって責任を果たすことができます。

### 5. 職能団体

建築家は同じ理念をもつ人びとによって職能団体を結成し、相互の交流、情報交換、技術の研修、職能教育などを行い、団体によって自主的に定めた倫理規定・行動規範を会員が守ることを宣言します。

これにより、この団体は会員の質と行動を社会に対して保証するものです。

建築家はこの団体に加わることで連帯して職能を確立し、より良い人間環境を発展させることができるのです。

新日本建築家協会は、このような職能団体を目指しています。

## 新刊案内

### 世界の高齢者住宅

J・D・ホグランド著 湯川他訳  
A5版 P.222 定価¥3502(本体3400)  
鹿島出版会

私たちの社会も高齢者の尊厳や個のプライバシーを考え、地域社会の各世代とつきあえる住まいづくりを考えるときにある。

スウェーデン、デンマーク、英国の16事例を訪ね、ビジュアルに紹介した書。

### 図説・集落

日本建築学会編  
B5版 P.351 定価¥5665(本体5500)  
都市文化社

ふるさとがみなおきれようとする今、文化を生み育ててきた農村の保全と再生計画にスポットをあてた、うるおいのある都市空間の建設。修復計画についても参考になる書物と考える。

### GA・DOCUMENT 24

A4変型 P.120  
定価¥2990(本体2903)  
A・D・A・エディタ・トーキョー  
シリーズの24冊目。集録作品は、R・レゴレッタ、R・マイヤー、F・O・ゲリー、A・プレドック、楨文彦、原広司カラー図版 48

### 集合住宅計画研究史

B5版 P.229 定価¥2884(本体2800)  
日本建築学会

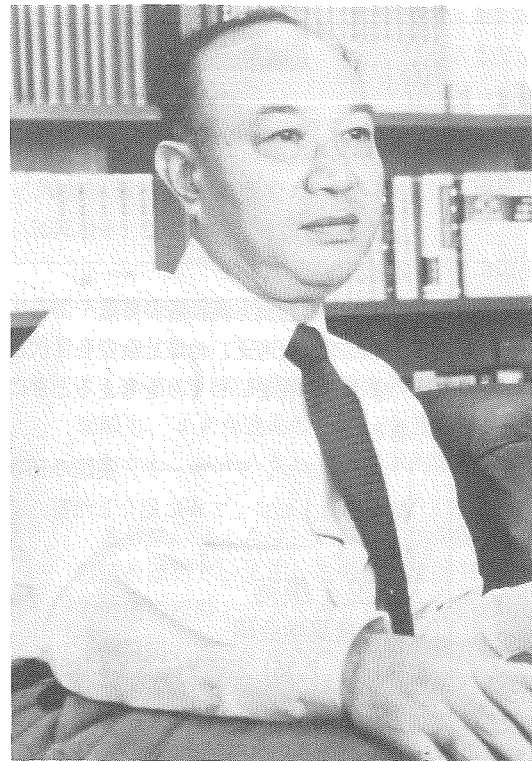
### まちに住もう

#### —大阪都市住宅史—

西川幸治他  
B5版 P.454 定価¥6800(本体6602)  
平凡社

1300年におよぶ都市、大阪の住まいと暮らしの歴史を史料、写真、絵画、イラストなど駆使して活写する1冊

(丸善調べ)



# 「あすなろプロフェッション」

職能確立のために  
越えなければならないハードル。

小山さんは、創刊号に登場した鷺見さんの後をついで今年4月に名古屋弁護士会会長に就任した。建築分野の訴訟の経験の多い弁護士さんと聞いていただけに、建築家職能についてもJIAについても、ものすごい理解と勉強の片鱗を見せてくれた。頭の下がる思いである。ぜひ熟読していただきたいものだ。

名古屋弁護士会会長

## 小山 齊氏に聞く

インタビュアー 鋤納忠治

### ●職能の二つの概念の混同

——「建築家」の職能についての率直なご意見をお聞かせください。弁護士との比較においても述べていただきたいと思えます。

小山 「建築家の職能」という概念は、二つの意味を持っています。一つは、高度で専門的な知識と技術をもった職業という意味であり、もう一つは、いわゆるプロフェッションとしての意味です。建築家のみなさんの議論を聞いていますと、職能の二つの概念を、区別せずに混同して使っていることに、しばしば驚かされます。単なる専門家とプロフェッションとは、全く異なる概念です。ここで議論されるべきは、もちろん、後者のものであると思います。

建築家のプロフェッションを論じる前に、プロフェッション一般を論じてみたいと思えます。

聖職者、医者、弁護士はプロフェッションだといわれます。古典的プロフェッションと呼ぶ人もいます。それではプロフェッションとは何か。

アメリカの法学者ロスコー・パウンド

はこう言います。「プロフェッションにおいても他の職業と同じく収入をえなくてはならないが、他の商売や仕事においては、そのことが、第一の目的とされているところ、プロフェッションの場合には、偶発的な結果に過ぎない」。そして、プロフェッションの特性として、①組織②学識に裏づけられた技術の研鑽③公共に対する奉仕の精神の3つを挙げ、最も根源的なものが③であり、①と②はこれを確立・維持するためのものであると言っています。

わが国におけるプロフェッション論はどうか。石村善助教授は、仮の定義として、こう言います。「……プロフェッションとは、学識（科学または高度の知識）に裏づけられ、それ自身一定の基礎理論をもった特殊な技能を、特殊な教育または訓練によって習得し、それに基づいて不特定多数の市民の中から任意に呈示された個々の依頼者の具体的な要求に応じて具体的な奉仕活動を行い、よって社会全体の利益のために尽くす職業である」。そして、プロフェッションの特色として①科学②利他主義③倫理の3つを挙げています。

もう一つの議論を紹介しましょう。棚瀬孝雄教授のそれです。教授は「……私的な利益と公的な利益との即時的同一化が、まさに、専門的サービスの独占供給体制である『プロフェッション』の主要なイデオロギーをなして」いるといい、プロフェッションの主要なメルクマールとして①高度の専門サービスが②厳しい資格認定制度と③サービスの質を維持するための内部規律制度を伴って④独占的に供給されることにあると指摘し、さらに「その弊害、なかんずく独占的利益の享受にもかかわらず正当化されるのは、それによって、一般の人にもその資格を信頼し、安心してそのサービスを受けられるからにはかならない」と論じています。

この3つのプロフェッション論の紹介は、建築家プロフェッション論を研究する上で、必ずや役に立つものと信じます。

さて、プロフェッションとしての現在の弁護士ないし弁護士会はどうか。この点も論じておきたいと思えます。弁護士という職業は、3人の学者が指摘するプロフェッションとしての条件をいずれも備えています。公共への奉仕ということ

が、弁護士の職業として第一義的なものであって、商売ではないということは、その発生がローマにおいて種族の首長（パトローヌス）が、その領民（クリエンス）を訴訟において弁護し、領民の保護という立場から無償でなされたことからもうかがうことができます。その後、いずれの国においても、弁護士ないしその原型の報酬は無償であり、その後は僧侶がその職務を行い、報酬は依頼者のお布施的なものでした。弁護士が職業化するプロセスの中においても、常に弁護士の報酬はその業務の本質との関連において論じられ、何らかの規制を受けています。現在の弁護士の報酬は、「お布施的」な原型を保ちつつ、個々の法的サービスに対し、何が社会的に承認される適正なものかという観点から論じられています。

弁護士がプロフェッションとして、公共に奉仕するものであることは、弁護士法第1条から明らかです。すなわち、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない」という同条の規定は、弁護士のなすべき公共奉仕の内容を定めるものであって、これこそがプロフェッションとしての弁護士のイデオロギーを規定しているのだと、私は信じています。

この公共に対する奉仕の精神と行動が維持・発展されるためには、その担保として自主・独立の集団、すなわち組織をもたなければなりません。組織の存在と活動こそが、プロフェッションの存在価値を立証するものなのです。弁護士は法律上も完全な自治をはたしており、弁護士会という組織を有しています。そして、組織は、内部規律としての倫理を保有しなければなりませんし、倫理に違背したものを罰し、排除する強制力をも保有しなければなりません。いわばわが国のプ

ロフェッションとしては、弁護士ないし弁護士会が最も典型的な形でその体制を保有しているということが出来ます。もっともこの体制は、先輩の弁護士たちが長い長い時間をかけて闘いとったものです。

さて、建築家プロフェッションについて考えてみましょう。建築家のみなさんが、イギリスのRIBAという建築家職能団体の先例にならい、わが国でもフリーアーキテクトを中心に建築家プロフェッションを確立し、建築士法の改正や新しい法律の制定を念願としていることは存じております。そして、みなさんのご健闘を心から祈るもの一人です。しかし、建築家プロフェッションが現実のものとなるにあたって、いくつかの困難なハードルをクリアしなければならぬように思います。

### ●「建築士」の中からの差別化

第一に、みなさんがいうところの「建築家」とは何なのか、ということが必ずしも明確ではないと思えます。建築家プロフェッションの範囲を画するものとして、この「建築家」の定義は重要です。みなさんは、建築士法により資格を与えられた「建築士」の中から「建築家」を差別化することから、ことを始めています。

「建築士」と「建築家」は違うといえます。しかし、どこがどう違うのかは、外からは見えません。建築とは文化性豊かな造形であり、創造性、芸術性、社会性を帯有するものであって、建築とはそのようなものであることを認識する人々を「建築家」と呼ぶのだという説明を聞いても、納得がいきません。そのような「建築家」を集合してプロフェッションとするのだといっても、十分理解できません。建築家の集合体に加入しない建築士がいたとする。その建築士の中に、文化と創造の建築を目指している人々はいないのか。いるとすればその人

たちは何と呼ばれるべきなのか。こう考えていくと、建築家と自認するみなさんの差別化は、必ずしも成功しているように見えないのです。

### ●建築家は何を使命とするか

さらに、近年設立されたJIAの動きをみると、設計監理専門家の中から、建築の文化性、創造性、社会性を認識する人々（また、建築をそうあらしめる能力を有する人々）を集合して、プロフェッション化しようとするもののように思えます。認識はすなわち能力なのでしょう。仮にそうとして、認識を判定する手段はあるのでしょうか。認識すると言えさえすればそうなのでしょう。やはり差別化の成功には困難があるようです。

第二に、プロフェッションの最大要件である「社会への奉仕」についてです。医者は人の健康を維持し、生命を救うという具体的な使命をもちます。個々のクライアントを通じて社会への奉仕を行う職業であることは明白です。建築家プロフェッションの範囲を画するものとして、この「建築家」の定義は重要です。みなさんは、建築士法により資格を与えられた「建築士」の中から「建築家」を差別化することから、ことを始めています。それは何なのでしょう。

第三に、社会に奉仕するのであれば、その報酬は第二義的な性格をもつものでなければなりません。それがプロフェッションだからです。しかし、フリーアーキテクトと呼ばれる設計監理専門家のみなさんが、「株式会社設計事務所」であることに矛盾を感じます。株式会社とは私益を追求することを目的とするものだからです。この現状を放置したままで建築家プロフェッションを語ることはできないという意見もあります。私はそこまでは考えませんが、やはり矛盾は矛盾で

す。

このように建築家のプロフェッションを概観するとき、いくつもの困難なハードルのあることが目につきます。しかし、こんなことぐらいで建築家プロフェッションへの夢を捨てるようなみなさんではないでしょう。打開の道は必ずあるはずで、古典的なプロフェッション概念にこだわらず、近代的なプロフェッション論を構築することによって、みなさんの夢は実現するのではないか、私はそう思っています。「あすなるプロフェッション」頑張れといたいのです。

### ●現実との乖離が余りに大きい

——設計監理専門者の職能団体としての「新日本建築家協会」に対するアドバイスをお願いします。

小山 すでにJIAの話に入っていますが、建築関係およびその周辺の法律問題を主たる業務の一つとしている者として、私はJIAの動きには重大な関心を寄せています。その中でもとりわけ深い関心を抱くのは、さきほども議論した「建築士」から「建築家」への差別化についてです。もう少し議論を進めてみたいと思います。どのようにしてこの差別化をクリアするのか。差別化とは、優越性ないし別異性をもって他と区別することです。しかし、何を以て優越性とし、それをどのような手段で証明するのでしょうか。建築士を集めてさらに厳しい専門知識や技術の試験、それに倫理試験をするわけにもいかないでしょう。また、それだけでは「建築家」の差別はできないでしょう。とすれば、「建築士」の中から「建築家」(この定義づけこそ問題ですが、これはみなさんがいずれ成功するものです)と呼ばれるにふさわしい実績をもつ人々を集めることになるのでしょうか。実績評価こそ、能力評価の一方法かも知れない。そして、倫理については、倫理規定の遵守を誓約させる。また、ここでいう優越性とは、公益的な有用性が



左 小山 齊氏・右 鋤納忠治

ら導かれなければならないのでしょうか。……JIAの立場にたって考えても、なかなかいい知恵は浮かびません。

JIAが定めようとしている「建築家プロフェッション」の概念は、いわゆる「基本5原則」でほぼ明らかです。それは①公共への奉仕②専門的学識③自由④非営利⑤組織と倫理の5つです。いささか古典的なプロフェッションの要件にこだわっている感がありますが、これがプロフェッションの基本原則であることに誰も異存はないと思います。けれどもみなさんの多くは、こう考えるのではないのでしょうか。公共への奉仕について道筋が見えない。したがって「建築家」像が不明確だ。非営利は理屈ではわかっていますが、現実との乖離があまりにも大きい。意識改革はなかなかできない。倫理規定や行動規範はあっても、これに違背した場合の懲戒や排除の力を、組織は持ちうるのか……などです。

さきほどもふれましたが、株式会社がプロフェッションかという問題があります。現状は「株式会社設計事務所」が大変に多く、そのことに矛盾は感じつつも、私自身は、株式会社であることに大きなこだわりは持ちません。一部を除いては、個人的な建築士が単に法人成りをしたにすぎないものがほとんどだからです。そして、将来の問題として、「建築家」の法

人を中間的法人とする知恵も有効かとは思いますが、建築家はその仕事からえる収入が、社会への奉仕に対する正当な対価であるとの社会的な承認が得られればそれでいいのであって、「非営利」の言葉に苦しむことはないと思うのですが、いかがでしょうか。

何はともあれ、プロフェッションとは、社会の承認があってはじめてプロフェッションなのです。社会の信頼と許容からプロフェッションは生まれるのです。建築家のみなさんの今後の頑張りに期待したいと思います。

その上で気がかりなことが一つあります。みなさんの中の一部の人の意識の中には、プロフェッションの集団であるべきJIAは、自分たちに「何をしてくれる団体」なのかと問う部分があることです。残念です。「何かをするための団体」。それがJIAの筈です。「私益に役立つ団体」ではなく、「社会のために何かをする団体」がJIAなのです。もっとも、プロフェッションといえども、同業者団体であることに変わりはありません。そのような側面から「私益に役立つ」活動も、附随的に行うことがあってもいいとは思いますが、別な側面からは、食えなくて何のプロフェッションかということもあります。

### ●「あすなるプロフェッション」

——定款についてはいかがでしょうか。たとえばJIAの定款には懲罰規定がありませんが。

小山 JIAの定款は概してよくできていると思います。第3条では「プロフェッション」ないし「あすなるプロフェッション」をうたい、第5条で倫理規範を設けるといい、第6条の正会員の項では、一応差別化のメルクマールを挙げ(理念と精神の差別基準を設けていますが、いざんとして不明確です)、第10条で資格喪失の規定を置き、第13条で除名を定めています。

しかし、プロフェッションの内部規律は非常に厳しいものです。そして、そのことを市民に明らかにし、そのとおり厳正に執行しなければなりません。そうでなければ、市民の信頼、すなわち社会の信頼はえられないのです。こういう観点からみる限り、JIAの定款はいまだしの観があります。

弁護士プロフェッションの懲戒ルールが参考になると思います。JIAにおける倫理規定や行動規範にあたるものは、弁護士法の中にも弁護士会の会則の中にもあります。ほかにも弁護士倫理と呼ばれるものもあります。そして、弁護士法第56条はこう言います。「弁護士は……会則に違反し、所属弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があったときは、懲戒を受ける。懲戒は、その弁護士の所属弁護士会が、懲戒委員会の決議に基づいて行う」。

非行が行われ、市民から懲戒の申し立てがあります。すると綱紀委員会が調査します。ここでは検察官の役目をします。懲戒相当となると、懲戒委員会にまわします。懲戒委員会は裁判所の役割を分担します。審査の上、不処分か、懲戒処分かの議決をします。懲戒処分の種別は、①勧告②2年以内の業務停止③退会命令④

除名です。懲戒処分の告知は弁護士会の会長が行います。

まだ、あります。弁護士法第30条と会則の規定でもって、弁護士会が会員に対して品位保持についての指導・監督権を持っているのです。具体的には会長が会員を指導し、非行あるときは綱紀委員会に調査請求をいたします。弁護士プロフェッションの内部規律は厳しいのです。

けれども、JIAの定款としては、というより「あすなるプロフェッション」としては、現在お持ちの除名以外に有効な、そしてなしうる懲戒処分はないようにも思われます。それにしても、総会3分の2以上の議決がないと除名できないというのでは、事実上懲戒処分としての除名はないということにならないでしょうか。

スタートしたばかりのJIAに、いささか強すぎるもの言いをしたようです。ご容赦ください。

### ●「まず、自己主張をしなさい」

——一般に、弁護士さんに比べ、建築家は設計監理契約に弱く、ルーズになっています。こういった「契約」の問題について、ご意見をお聞かせください。

小山 建築家のみなさんが、設計ないし設計監理契約に弱くルーズであることは存じています。確かに、依頼者の言うままに7つも8つも基本設計を作ってみせる。その挙げ句、「ヤーマタ」と依頼者に言われて、黙っている。基本設計料を請求しようとしな。どうなっているのかと不思議です。そうでなくても、実施設計に取りかかる頃になってようやく遡って設計契約書ないし設計監理契約書を作ります。それも、随分と値切られた上です。

実は、正直言って、弁護士も似たようなところがあります。弁護士も、法律家でありながら、めったに依頼者との間で契約書を作りません。着手金も報酬も、現実には、口頭ないし弁護士の一方的な請

求書で支払われるのが通常です。そこは、プロフェッションとしての社会的承認の差であるように思います。医者や弁護士や弁護士の支払い、世間はちゃんとするのです。それが社会の常識になっているのです。心の中で「少し高い」と思っても、そうするのです。一方、どうでしょうか。建築家の設計料、特に基本設計料については、なかなか支払いたがらない。ひどいものになると仕事がほしいばかりに好きで設計したようなことを言います。実施設計に入っても、支払いを渋ります。やはり、プロフェッションの差のように思うのです。建築家は、いまだプロフェッションとしての社会的承認はないのです。それだけの尊敬と敬意は払われていないのです。結局、設計監理はトレードないしビジネス、建築家はビジネスマンとみられているのです。ですから、力関係でことを運ぼうとするのです。

私のところに沢山の建築家が相談に来ます。私は言います。「まず、自己主張をしなさい。そして、貴方を認めようとしな相手とは、闘わなければなりません。建築家の社会的存在を相手に認めさせるのです。たとえ、法律や裁判の力を借りてもです。そうしないと、建築家の将来はないと思います」。私は、胸を張って設計料の請求をすることを勧めます。内容証明郵便で請求させます。それでもダメな場合は、裁判を勧めます。裁判所は幸いに建築家の味方です。

建築家同士の醜い姿も目につきます。建築著作物の侵害です。ある依頼者は、建築家Aに対し基本設計ないし実施設計までも行かせます。その上でAを捨て、建築家Bに走ります。BはAの建築著作物を侵し、設計します。BはAに対し何の負い目も感じない。AはBに何の主張もしない。こんなことが正常といえるでしょうか。目にあまりです。なぜみなさんは、正当な権利主張をしないのでしょ

うか。悪に対し、正しさを主張し闘う姿勢を持たない建築家に、どうしてプロフェッションの地位を得る資格があるのでしょうか。私は、はがゆい思いで一杯です。

### ●「ビジネス化」の社会の流れ

—今後のJIAの活動の課題として、特に重要だと思われるものは何でしょう。小山 プロフェッションの存在証明は組織にあるといいました。JIAが建築家プロフェッションの団体であろうとする限り、社会・公共に対し、どのような活動をするかが重要です。プロフェッションは、原則的には、個々の依頼を通じて社会・公共に奉仕します。個々の依頼者の言うままに行動すればよいのでしょうか。そうではありません。プロフェッションは社会・公共に奉仕する者としての倫理と行動の基準を内在しなければなりません。それにしなくては依頼者を説き、また市民と接触することになります。そして、これを支えるのが組織です。組織は対内的には倫理と行動の基準を確保し、対外的には社会・公共のために提言し、行動するのです。個人としてのプロフェッションがなしえない社会・公共への活動は、組織を通じて行うのです。JIAは今後どのような対外的活動をするのか。これが重要課題なのです。

弁護士会が厳しい内部規律をもつことについては言及しましたが、その対外活動もまた積極的で多岐にわたっています。

個々の市民からの人権侵犯救済の申し立てを受け付けて対応します。国や県や市に多くの行政委員を送り込み、消費者問題には行政側と密接な連絡をとりあいながら対応し、民事介入暴力には警察と協力しつつ阻止の活動をし、裁判の改善などについては裁判所や検察庁と協議をします。

一方、人権擁護の立場からいくつかの反対運動もしています。国や他の行政機関と対立することも恐れませんが

社会・公共のためだと信じるからです。刑法や少年法の改悪に反対していますし、国家秘密法の国会上程に反対し、国会で審議中の拘禁二法案にも反対しています。公害防止の観点からの提言や国民の知る権利を守る立場からの提言も行っています。弁護士にとっては一銭の見返りもありません。国民のため、国の将来のために、手弁当で反対運動や提言をしているのです。

社会に対するキメ細かいサービスもしています。国選弁護の活動、法律扶助、市民に対する法律相談、市民への弁護士紹介、いろいろな機関への弁護士推薦などです。弁護士紹介の要請に対してはあらかじめ希望者を募って作成した名簿にしたがって紹介しますし、弁護士推薦は、そのための委員会の決定にしたがって行います。まだまだありますが、数えあげればきりがありません。重要なことは、これらの活動が、すべて個々の弁護士の積極的な参加によって成り立っているという事実です。ここにも弁護士プロフェッションの姿勢を見ることができず。

実をいうと、業務対策委員会というものもあって、業務拡充のための調査・研究・方策の策定、その実行といった活動をしています。弁護士の経済的基盤が弱いままでは、プロフェッションとしての社会・公共への奉仕活動ができないからです。

さて、JIAの対外的活動は、どのようなものになるのでしょうか。私は深い関心をもって見守りたいと思います。その活動の一つ一つが建築家プロフェッションへの一歩一歩になると信じるからです。

それにしても現在の社会的状況は、みなさんにとって必ずしもよいものではないと思います。私たちにとってもそうです。といえますのは、後継者の問題です。弁護士プロフェッションの後継者の中に、近年、社会・公共への奉仕の精神を持た

ない者が多くなりつつあるという現実です。頭の痛い問題です。時代の力がプロフェッションをビジネス化しようとしているかのようです。その象徴的な現れとして、若い後継者の中にプロフェッション意識の欠落を生んでいるように思うのです。建築家プロフェッションは、これからのものです。ですから私は「あすなるプロフェッション」と呼んだのですが、しかし、このような社会的な状況がみなさんの後継者の中にもあるとすれば、何にもましてこれこそが建築家プロフェッションにとっての困難なハードルということになりはしないでしょうか。

インタビュアーの鋤納さんは、私の古い友人です。そんなことから、ついついカミシモを脱いだ直言ばかりになってしまいました。失礼なことも申し上げたと思います。どうかお許しいただきたいと思います。そして、JIAの発展を心からお祈り申し上げます。

### 小山 齊 (こやま・ひとし) 氏

昭和8年7月14日生まれ  
 昭和32年3月 金沢大学法文学部卒業  
 昭和33年10月 司法試験合格  
 昭和37年4月 弁護士登録(名古屋弁護士会)  
 昭和51年4月 名古屋弁護士会副会長  
 昭和52年4月 同常議員会副議長  
 昭和60年4月 同議長  
 昭和61年4月 日本弁護士連合会常務理事  
 平成元年4月 名古屋弁護士会会長・日本弁護士連合会副会長

## 都市デザインセミナー

# 21世紀の都市デザイン

The 21st Century Urban Design Seminar, NAGOYA

講演会テーマ:「現代都市の位相」/シンポジウムテーマ:「21世紀の都市デザイン」  
 Lecture: "Phases of Modern City" / Symposium: "Urban Design in the 21st Century"

- 期日—— 1989年11月16日[木]・17日[金]
- 会場—— 名古屋ヒルトンインターナショナル  
 Nov. 16, Thu. - 17, Fri, 1989 at NAGOYA HILTON INTERNATIONAL
- 参加費—— 一般(セミナー・レセプション)20,000円  
 一般(セミナー)5,000円  
 学生(セミナー)3,000円

## 16日 November 16, Thu.

13:00—13:30	開会挨拶 Opening Address/Information	
13:30—14:30	基調講演「21世紀の都市と建築」 Cities and Architecture of the 21st Century	丹下健三 Kenzo TANGE
	休憩 Break	
14:45—16:15	講演「ノマド・都市・デザイン」 Nomad-City-Design	フェリックス・ガタリ Felix GUATTARI
	休憩 Break	
18:00—20:00	レセプション Reception	

## 17日 November 17, Fri.

9:00—10:45	講演「21世紀都市の全体性と生命—その創造プロセス」 The Wholeness and Life of the 21st Century City: The Process of its Creation	クリストファー・アレグザンダー Christopher ALEXANDER
	休憩 Break	
11:00—12:30	講演「都市の表層と基層」 Cities, in History	梅原猛 Takeshi UMEHARA
	休憩 Break	
13:30—15:30	シンポジウム①「都市の方位」 Symposium ① "The Way of New Cities"	荻川哲夫・井上章一・三宅理一 Tetsuo KOGAWA・Shoichi INOUE・Riichi MIYAKE
	休憩 Break	
16:00—16:30	提言「名古屋の都市デザイン」 Urban Design in Nagoya	西尾武喜名古屋市長 Mayor of Nagoya Takeyoshi NISHIO
16:30—18:30	シンポジウム②「日本の都市デザインと名古屋」 Symposium ② "Urban Design in Japan and Nagoya"	月尾嘉男・北原理雄・若山滋・三宅理一 Yoshio TSUKIO・Toshio KITAHARA・Shigeru WAKAYAMA・Riichi MIYAKE

- 関連事業—— 連続プレセミナー「80年代の都市デザイン」  
 第1回「現代都市の検証」/宇野邦一・八束はじめ・月尾嘉男/9月29日[金]17:00  
 第2回「都市と環境のデザイン」/北原理雄・堀池秀人・三宅理一/10月13日[金]13:00  
 第3回「都市の表層と基層」/井上章一・宇波彰・若山滋/10月27日[金]13:00  
 会場=朝日ホール/無料/定員300名
- 「RENZO・PIANO展」  
 11月14日[火]—11月19日[日]/会場=電気文化会館5階ギャラリー/一般700円・学生400円



●お申し込み・お問合せ——  
 都市デザインセミナー運営会議事務局  
 tel.052-251-0639



となっている場合もあるのである。

東洋の都市は、比較的北の方では、多かれ少なかれ長安の影響を受けて、都市構成が、システムチックであり、一つのインフラともいえるものになっているのであるが、南の方では、その明解な構成が崩れてきて、非常に混沌とした様相を呈するようになる。そこではある意味で、都市全体が仮設的ともいえる状況である。

同じ西洋でも、北部ヨーロッパでは、もともと木造建築が多かったので、ローマほど建築が永遠に向かっているわけではない。またローマより南の、北アフリカ、西アジアなどではやはり、都市構成も建築も共に混沌としたところがある。

一般に、「聖」なる建築すなわち神殿は「永遠的」であり、繁華街、市、マーケットすなわち「俗」なるものは「仮設的」なのである。つまり、都市の永遠と仮設は、都市の聖と俗というテーマに置き換えられるといってもいいのであるが、近代資本主義は、大量生産によって、商品が社会構成の主役に押し上げることによって、これまでの俗なる空間を、都市空間の主たる構成者としたのである。

しかもここに鉄という極めてダイナミックな物理性能を持つ素材が現われて、建築を工業的に、部品の組み立てによって造ることに一役買うことになり、建築は非常に仮設的な様相を示すことになってきた。

そう考えてくると、最近顕著な建築の仮設性は、ついこのところのテーマではなく、やはり歴史的な背景を持った潮流だということになるのだが。

私は都市の建築はすべてそうあるべきだというようなことを言うつもりはない。しかしここしばらくこれは、建築家にとっては一つの大きな潮流となるテーマだといっているように思う。

な言い様であるにしても、ローマではジュリアス・シーザーあたりから、歴代の皇帝がかなり大規模な公共建築の建設を行って、都市ローマの骨格を少しずつ築きあげていくのである。今日にまで残るコロセウムやパンテオンなどの石造建築をみても、その手の込んだ精巧な技術と巨大な空間性は、一つの建築というより、まさに一つのインフラストラクチャーといえるほどの永遠性を感じさせる。

西洋文明は、基本的にこのローマ文明を手本にしている。アルプス以北のヨーロッパは、ローマのような石造りの都市



を築きあげることを文明と考えてきたのであり、まずキリスト教という宗教から入ったのだ。それが、永遠を期して築かれたあの巨大なカテドラルである。

長安にはこのような永遠を感じさせる公共建築はなかった。長安の永遠は、道路と城壁と各坊の壁である。建築はその意味で仮設的でさえあった。

わが日本の建築文化は、さらに仮設的である。草庵や茶室などはもとより、宗教建築でさえ20年ごとの建て替えを制度化するし、貴族の宮殿である寝殿造りなども驚くほど寿命が短い。これに対して都市の道路は、古代都市では長安の影響を受けて基盤の目によって構成され、はっきりしたシステムであるからこれはおいそれと替えられず、また仏教建築は他の建築と違って永遠を期して建てられているので、都市のインフラに近い存在

## 都市の永遠性と仮設性

名古屋工業大学教授  
若山 滋

この秋のあるシンポジウムで、「都市の永遠と仮設」というテーマを掲げた。メンバーは、ピーター・クック、クリスチーナ・ホーレイ、ダニエル・リベスキンドを迎えて、日本では、山口昌男、内田繁、石井和紘、それに私である。

都市と建築との関係は、機能の面でも意匠の面でも様々に論じられているが、その建築が永遠を期して造られているのか、あるいは比較的短い期間の使用を目的として、すなわち仮設的に造られているのかによって、都市の様相は根本的に違ってくるような気がする。都市の中の何が永遠で、何が仮設かということによって、都市の性格を論じることもできる。

ちょうど今、講談社から『ローマと長安』という本の執筆を頼まれているので、古代ローマについて研究しているのだが、ローマという都市は、まさにこの永遠性を期して築かれた都市文明といえよう。皇帝アウグストゥスは、「自分は煉瓦の都市を引き継いで、これを大理石の都市に変えた」といっている。それは大袈裟



垣見 あき代  
垣見建築構造設計室主宰

## 構造設計は女性向き

山崎川のすぐそば、昭和区のごく普通の住宅地の一角に、垣見さんがご両親と3人で住む家がある。この家の3階が、垣見建築構造設計室だ。

垣見あき代さんは、名古屋大学工学部建築学科の第6回生。4年生のときに、ゼミで多賀先生の基本的構造力学の講座をとった。このゼミを出た女性は、後にも先にも彼女一人。同期に女性は3人いたが、3人三様、別々の道を歩んでいる。

卒業してすぐ、北内構造設計事務所に勤める。ここで実務を身につけた。

昭和60年3月に、所長の引退と共に事務所が解散になった。これを機に、同じ北内事務所の仲間3人と、新たにいまの設計室を開設した。

「お金のことで余計な心配をしたり、いらない苦勞をしたりするのは嫌なのよね。お金の追われて、何のために働いているのかわからないような仕事の仕方はしたくないの。」という彼女。自宅内に設計室を構えることで家賃をうかし、金喰い虫のコンピューターのかわりにパソコンを使うことでその方面の出費もおさえている。

「構造設計なんて、一貫してコンピューターにまかせてしまえばいいから、ラクな仕事でしょう。」という人もいるが、とんでもない。計算し、構造図を描き、図面を最終的にチェックするまでに2、3ヶ月はかかる。垣見さんがコンピューターを使わないのは、何もお金のためばかりではない。計算の過程を細分化して、パソコンを使い入力した都度答を引き出すやりの方が、入力したら最後まで答の出ないコンピューター方式より自分に合っているからだ。引き受ける仕事の多くが、細かいところに人間の判断が必要な複雑な形の建物であることも理由の一つだ。真四角のトーフのような建物ならいざ知らず、単純に機械任せにはできないのだ。

縁の下の力持ちの仕事はコツコツと積み上げていく構造の仕事は、女性に向いている、と彼女はいう。「パターンを踏襲することができる。同じことの繰り返しって、女の人は得意でしょ。男の人は面倒になっちゃうみたいけど。」構造→数字に強くなってはならない→女性の数字好きは少ない→女性には向かない、と勝手に考えていた私だが、固定観念に捉われすぎだったかな。

垣見さんたち4人は、それぞれが独立性を持った仲間として働いている。月給制もとっていない。仕事が入るごとに、その場で分担を決め、一件落着するごとに、収入を4人に振り分ける。常に他の仲間の動きを把握しながら仕事をするという、チームプレーが要求される。その点は気心の知れた仲間同士、問題はないようだ。仕事以外でも、すぐに話がまとまって、一緒に海へ行ったり、温泉で羽根を伸ばしたりするとのこと。

新耐震設計法ができてから、意匠との兼ね合いが難しくなった。煩雑なチェックがふえた上、少しでも意匠に

変更があると、その都度最初にフィードバックしてチェックし直さなくてはならなくなったため、ギリギリの時点での意匠変更がきかなくなったからだ。

「意匠の人にとっては線一本消すだけのことで、こちらにとっては命取りになることがあるんですよ。」地震国日本。耐震設計の基準が地震のたびに厳しくなるのもわからないではないが、煩わしさが増した割には効果が薄い、ということはないのだろうか。垣見さんにとっても、頭の痛い問題のようだ。

28才の時に大病を患い、入院して脾臓をとった。「やりたいことはやれるうちに何でもやらなくちゃ」という気持ちになったという。

「よその事務所だね、お金は仕事についてくるんだよ、なんていったことがあるの。報酬は、それなりの仕事をきちんとしていれば、ちゃんと得られるものだ、って。」働く気構えを、しっかりと持った垣見さん。病気に負けず、笑顔で仕事をこなしていく姿が印象的だった。(あ)

## 官公庁の設計・施工分離について聞く

設計施工の分離というのは、JIAの基本的な命題だが、これが、すでに具体的に実現されているのが官公庁の建築工事である。

官公庁では、「設計施工の分離は当たり前だよ」と常識化してしまっており、その根拠、歴史については意外に等閑視している向きがある。

そこで、改めて、愛知、岐阜、三重の各県、名古屋市の営繕担当官に以下のインタビューを試みた。

1. 貴県（市）では、建築設計の外注委託は、専門の建築設計事務所に限って発注されていますが、それはどういう理由にもとづくものでしょうか。
2. 設問1と重複しますが、建設業併設の一級建築士事務所に、設計の委託をしないのはどういう理由によるものでしょうか。
3. 現在のような建築設計委託の制度は、過去何年頃に制度化され、定着したのでしょうか。

<岐阜県>

### 不明瞭な部分を避ける

総務部管財課営繕管理監 毛利 祐三

- 1. および 2. について  
公共建築の性格上、不明瞭な部分があってはならないので、設計・施工は分離した方がよいと考える。  
外注委託をする場合は、広くいろいろな事務所に特命発注している。その際、発注先の事務所に基本設計を示すなど、役所側がリーダーシップをとっている。工事監理も役所側で行う。  
また、建築設計と設備設計も、基本的には分離発注をしている。そうしないと、ほとんどの場合、設備設計の図面は施工業者にかかせたり、下請けに出されたりしてしまう。これを防ぎ、きちんとした

図面をかいてもらうためには、分離発注が望ましい。  
設備設計の発注をする場合、地元優先を心がけ、ほとんど地元が発注している。  
● 3. について  
当初から現在のような方針で行っている。昭和30年代後半から民間への委託が始まり、昭和42年に委託要領が定められ、制度的に確立した。

<三重県>

### 専門の事務所へも回らない

土木部建築営繕課営繕指導監  
長谷川佳晴

- 1. および 2. について  
三重県では、専門の建築設計事務所からのみ指名願いが出ており、その数は82件。これに対し、三重県の外注委託件数は年間30件程度。  
このように委託件数が少ないため、専門の事務所にさえ仕事が回り切らない。その上建設業併設の事務所にまでは、とても回らない状態である。  
また、大手は別として、県内の小さな併設事務所は、民間の設計・施工向きで県から委託する仕事には向かない。  
● 3. について  
昭和35年ぐらいから、まず大きな建物から外注委託を始めた。  
規則などは特にないが、慣習として設計・施工の分離が行われている。

<愛知県>

### 餅は餅屋を生かす

建築部営繕課長 岩月 貢

- 1. および 2. について  
国からの通達がある、公平を期すため、不明瞭な部分があってはならないから、といった理由は他の公共団体と共通である。  
そのほかに挙げられる理由として、専門業種の育成、専門の事務所は資料などの蓄積があり経験豊富、施工業者の選定が容易にできるという意味での中立性の保持、依頼内容が他にもれないという信頼性、規模も得意分野も様々な事務所の中から適材・適所に自由な選定ができること、などがある。  
大手建設業を除いた、一般の建設業併設の事務所についていうと、施主の要望により設計から施工まで一貫してできるので、個人または個人企業では良いが、官公庁には適さない。  
併設事務所に設計を委託した場合、ほかの建設業者に施工させることは道義的な問題があるなど、施工業者の選定がままならない。また、自社で施工し易い設計、自社独特のノウハウでしか施工ができないような設計をしがちである。  
魚は魚屋、肉は肉屋というように、専門店で買った方が品質の高いものが望める。非専門店でいろいろなものを一括購入する場合、値段が多少安いことが考えられるが、品質の良さは必ずしも保証されない。常に最良の品質を求める者には、専門店の方がふさわしいと思われるが、人にはいろいろな好みがあり、一概にはどちらがよいか言いえない。  
● 3. について  
特殊な例を除き、一般的なものは、昭和40年以降仕事量が増大し、職員で対応

しきれなくなり外注委託をするようになった。当初から、設計・施工は分離して委託している。現在、95%くらいまでが外注委託である。

<名古屋市>

### 公平・公正を期する

建築局営繕部長 河邊 信行

- 1. について  
国の通達（昭和52年4月1日付け建設省厚発第106号）があり、こうした公式の見解に基づくと、設計・施工は分離せざるを得ない。これは各地方公共団体みな同じである。  
名古屋市では、外注委託をする場合、向き・不向き、全体のバランス（特定のところに片寄って発注されることのないよう）などを考えて、まず複数の候補を選ぶ。その後、物によって局長、次長、部長、課長の大きく分けて4段階で委員会を開き、審議して1社に決める。  
基本的には、設計・施工分離の考え方が出てきたのは、公平を期する、という

ことだと思う。公共工事では、すべてのものについて競争入札をしなければならないことになっているが、設計・施工が同一事務所だと、その事務所だけには内容がよくわかっており、場合によっては発注者側の予算も当たりがついている。これではスタートラインが違い、不公平である。

民間では、自分の財産で自分の好みでやるのだから、施主が気に入ってA社に設計・施工を任せることには何の問題もない。しかし、税金を使う公の工事では、公平を期することと、不正をなくすことが基本である。建設業併設の事務所では、設計部と施工部の間に壁がある、というかもしれないが、保証の限りではない。

● 2. について

いままで例はないが、もし併設事務所に委託するとすれば、そこへは工事を出さない、つまり入札の指名からはずす、ということになると思う。

ゼネコンの設計部にも、設計で身をたてたいという人がいるだろう。そういう

人材を救う道もつくらなければならないと思う。オープン・コンペもその道の一つである。

オープン・コンペでゼネコンA社の設計部の案が当選した場合、実施設計をほかの事務所に任せれば、A社も同じスタートラインにのったということ、入札に参加できる。（名古屋市では、駅前モニュメントのコンペがこの例である。）大がかりな建物で、実施設計が放棄できないような場合は、設計者が分離独立する方法がとられる。

● 3. について

設計・施工の分離は、初めから公の工事については行っていた。いつからという正確な年度は定かではないが、以前は、基本的には公共建築の設計は設計業界のリーダー的役割をはたしており、内部で設計することが多かった。名古屋市役所本庁舎も平面図など具体的な図面はみな役所側でかいたものである。



総合タイルメーカー

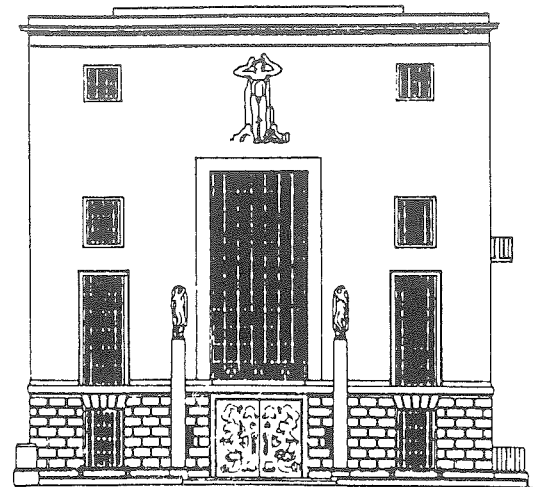
ヒューマニティがベースです。  
Kamiyamaのコーポレートマークは、人間と技術と企業と製品とが一体になって、力を合わせていく“和進（調和精神）”の象徴です。また、拓がる未来への可能性と人の成長プロセスとに大切な環境要素として、コーポレートカラーをブルーに選定。次世紀への大いなる情熱をこのマークに込めてKamiyamaは歴史の重さと未来への新鮮な視点を融合させた、真に快適な《まちづくり》に推進してまいります。

## 上山製陶株式会社

本社工場 岐阜県多治見市上山町1丁目8番地 TEL.0572-22-8111 〒507  
FAX.0572-22-8119  
名古屋営業所 名古屋市千種区今池2丁目1-33 TEL.052-731-0023・2152 〒464  
FAX.052-731-7145

## 兼業を禁止するRIBAの理念と建築界の実態との相克

瀬口 哲夫  
豊橋技術科学大学助教授



RIBA本部

### 1. 設計施工分離を前提とする中間者としての建築家の役割

RIBAという建築職能団体が結成されるころまでを前回紹介したわけであるが、RIBAが設立されたからすべての事柄がうまくいったということではない。むしろ建築職能の確立のための運動がようやく始められるという位置の方が正しい。RIBAの闘いの歴史がこれから始まるわけである。

ここではRIBA設立当時の建築界の状況を示すことで、彼らの長くつらい闘いの道を想像することにした。RIBAの設立に当たって初代会長を要請されたが、ロイヤル・アカデミーの会員であるところからこの申し入れを辞退したサー・ジョン・ソーンは、建築家と施工者は別でなければならないと主張していた。建築家の役割が雇主と建設者の『中間者』であるという見解をとるソーンにあっては、このことはしごく当然のことであった。設計施工分離という基本的考え方はこの建築家の役割に端を発していると考えられる。とすると設計施工一貫体制のもとでは建築家のこの基本的な社会的存在意義が失われてしまう。英国での建築家のこのレーゾンドートルは当時どうなっていたのだろうか。

サー・ジョン・ソーンはRIBAの初代会長にはならなかったが、彼の考え方はRIBAの規則の中に生かされている。

それは建築家の尊厳性を保つことであり、これを傷つけた時にはRIBAの会員資格を失ってしまうという定めである。建築家は雇主つまり施主と建設者の中間者であるから、施工業者や建築業者から仕事に関して金銭上の心付けや謝礼を受けとることを禁じられることは当然として、さらに資材供給や取り引きに関係することも禁じられていた。また建築業者や施工業者の請負った工事の見積りをすることも禁じられた。特に見積りの問題は大きな議論を呼んだという。建築家であって施工業者であるとか、建築家であって見積り士であるという人は除名の対象になるからである。現に二足のワラジで生活していた建築家も多かった。ともかく建築家として仕事をしている人が裏に回ったら施工業者であったというのでは中間者としての立場を全うできない。建築家という職能を確立するためには、これらの人を除名するしかない。これがRIBAの基本姿勢であった。

ところがこうした建築家や積算士を中心に建築家調査師協会が1834年つまりRIBA (IBA) の設立と同じ年に結成されたのである。で、どうなったか。勢力ある二つの建築家の団体ができたのであろうか。このあたりが実に英国的というか、現実的感覚で、なんと建築家調査師協会の建築家会員を残らずRIBAの会員に選ぶという外交手段を用いたのだ。

RIBAは清濁合わせ呑むという解決法を選んだのである。規則にしばられてしまつて、建築家の団体が分裂してしまうという愚を避けたというわけである。あまりに規則を厳しくしてしまい、建築家の団体として少数になってしまえば、現実的に力を持たないからである。これには当時の建築家の実態が大きく影響している。そして会員の除名という力を一方にして、会員が請負をするという兼業をやめる努力を続けるのである。一方これを法律的に制定し、制度として確立する努力も併行してなされる。

### 2. 兼業をしていた建築家

18世紀から19世紀の英国の建築家について見ただけでも、建築家兼請負師あるいはディベロッパーという人物は相当いたようである。これは当時施工業者あるいは建設業という分野が、建築家の存在と対応する形で形成されていなかったという社会的背景も考慮しなければならないだろう。

サーという称号を与えられた建築家の中にもこうした建築家があった。ロンドンのテムズ河畔にあるサマセット・ハウス (1776~1786) を設計したサー・ウィリアム・チェンバース (1723~1796) もその一人である。チェンバースは仕事を請負い、職人を直接雇うというやり方、いわば設計施工一貫で仕事をしているの

である。これは建築家の直営方式というもので、建築家を中間者の立場と位置づけたときに受け入れられないやり方であったはずである。

もっと積極的に企業家的活動をしたのはロバート・アダム (1728~1792) であろう。彼は弟のウィリアム・アダムと共同で建築設計事務所を始め、多くの住宅地開発を行っている。その一つがアデルフィで、テムズの河畔のストランドの土地を借り、ここにアデルフィ (1768) と名づけた24戸のテラスハウスを設計し、つくりあげている。200年以上たった現在もアデルフィの一部はロンドンにその姿を残している。このほかにもリーゼントパーク近くにポートランド・プレイス (1773) という住宅開発を行っている。企画から設計まで一貫した活動をしたわけである。

ジョン・ナッシュ (1752~1835) も住宅開発を自ら手がけており、そのため投機的仕事に失敗して、破産を宣告されたくらいである。

幸いというべきか、ここにあげた3人の建築家は1834年のRIBA設立のときにはすでに故人になっていたか、建築家としての活躍をほぼ終えていた人たちである。しかし、この種のことを実行していた建築家は多く存在していたし、その方が商売としてはうまみがあった。当時も商売のうまみに引かれる建築家は少なくなかったわけだ。こうした建築界の実態はRIBAの求める建築家像とは大きく乖離していた。

### 3. 100年以上かけた建築家の地位確立の運動

18世紀後半以降建築家の修業の形もでき上がってきたし、それが発展し、19世紀の半ばになるとカレッジでの建築教育が始められた。とはいえ、建築教育を受けた人が増えただけでは建築家の職能は自然に確立しない。建築家の職能団体があって、あるべき建築家像をかかげ、これを法的なルールとして確立していかな

いかざり、保証されない。商売として建築を考える建築家が出てきてもやむを得なかったのであろう。

18世紀の後半、役所での職務においてもそのポストにつける資格者は建築家ないし建設者としたものがあつたという。このことの評価として建築家という位置づけが公的になされたと受けとめる一方で建築家と請負業者との混乱があるとす。両者は本質的に異なるので建築家を請負業者と同じに見なすということは建築家にとってとうてい受け入れ難いというわけである。しかし建築家の中には請負もするという人がかなりいたというのがRIBA設立時の英国建築界の状況であるようだ。こうしてみると英国での設計施工分離という考え方は、必ずしも早くから成立していたわけではない。理念としては1834年のRIBA設立時からあつたとしても、実態はそれと異なり、むしろ職能確立のため設計施工分離を制度的に獲得していく運動が、以後なされるわけである。このことを理解すると日本の明治大正期に欧米で学んだ建築家に二通りあることがわかる。一つは専業の建築家を目指した人々であり、他は建築設計事務所を開く一方で請負仕事をした人々である。後者の代表としては横河民輔 (1864~1945) があげられる。彼は1890年 (明治23)、大学卒業後建築設計事務所を開くが、同時に1903年 (明治36) になると横河工務所を開業している。その他建築資材の輸入販売もしたという。その後、彼は1925年 (大正14) 日本建築学会会長になっている。

また帝冠様式の名付けの親といわれる建築家下田菊太郎 (1866~1931) は1895年 (明治28) にアメリカの建築協会 (AIA) の建築家になった日本人建築家としても知られるが、帰国後彼も建築設計事務所を開く一方で下田工務所を開業している。この二人はどちらかというアメリカの建築界の影響を受けた人物であるが、やはり欧米でも設計施工分離ということがこの時期はっきり確立されてい

なかったのではなからうか。したがって日本からの建築家もそれぞれ自分に都合のよいように建築家の職能を理解したのではなからうか。あるいは当時の日本の建築界も建築設計事務所と建設業が十分成熟していなかった、その結果かもしれない。

話を英国に戻すと、RIBAは理念として建築家の尊厳性、そしてそれから引き出される中立性というものを押し出していき、実態としては兼業者が多かった。こうした兼業建築家を追いやってしまい、建築界の分裂をさけるため、清濁を合わせ呑んだ形で妥協している。きわめて英国らしい解決法である。しかし事はそれで終わらなかった。理想の実現のために少しずつ努力をしていくのである。この理念と共に建築家の職能確立のバネになったのは、建築家が請負い業者と同列に見られてはたまらないというプライドである。生活の手段としての実態と建築家としての理念とプライド、この相克が1938年の建築家登録法 (改正) まで100年以上にわたり続くことになる。

### 4. おわりに

英国での建築家という職業がいつ頃成立し、それがどのような形で社会に受け入れられてきたかを見てきた。英国の建築家はその仕事によりサーの称号を与えられるなど社会的に認知されてきている。そして自然発生的に建築家が登場するのではなく、長い時間をかけ建築家教育の機関もつくられ、同時に、建築家職能団体もつくられるようになった。いわば近代のベースとなる近世における建築界の状況を紹介することになってしまった。英国での建築家の職能の確立はこうした近世の歴史を前提にし、近代の中で制度的に確立されていくわけである。最後にこの連載を書くに当たってジェンキンスの「建築家とパトロン」を大いに参考にした。訳者の佐藤彰氏に感謝します。

## 人にやさしい建築をめざして

松久哲雄

建物に関わる人といったとき、資金を出す人・建築家・建物を造る人・利用者・扱う人・通りすがりの人・観光客までも含めて考えるべきかもしれませんが、ここではその枠を絞って、その建物を直接的に使用する人、いわゆるエンドユーザーの意味で考えています。したがって、人にやさしい建築とは、建物の形であるとか平面形でということではなくて、その建物を実際に利用する人にやさしいということです。

建物は快適であるように設計され、建設されていると人は信じています。しかし利用する方法が適切でなかったり、利用者とのコンセンサスが得られていない場合、不都合な事態となることがあります。

窓の開かない建物では、空調設備が稼働していないと空気も汚れ、夏期には質のよくない温室となるでしょう。利用する人が何らかの理由で外気に触れたいと思ってもできません。窓が開放されないことによる効能は認められても反面、利用者いろいろな負担をかける部分があります。

エスカレーターは、楽に上下階に移動できる手段であるけれど、体の不自由な人々にとって、危険とはいわないまでも、便利で有効とはいえない難いと思っています。

防災の先生のいわれたことですが、人は左回りに行動する癖があって、運動場のトラックが左回りになっているのも理由があるそうです。だから階段は避難す

る階に向かってそのようになっていることが自然なようです。

天井の低い部屋は心が落ち着くのは事実です。しかしこれは天井の高い部屋があってそのようにいえることだろうと思います。今にも梁で頭を打ちそうな集合住宅では、部屋の中に梁が飛び出していることは許容され難いため、一枚の床スラブの面積は大きくなります。その結果、騒音とか振動という問題が生じて、下階の人から厳しいお叱りを受けるため、子どもたちはおとなしくせざるを得ません。しかし本来は、部屋に飛び跳ねることのできる機能が付加されていることが、人にやさしい建物の条件の一つと考えています。

構造設計の立場から見れば、人が飛び跳ねても床スラブに障害となるたわみが生じないように、また設置されている機械類の発生する振動によって不快感を生じないように、たまにある地震や暴風のときに建物が、大きく揺れたりギンギンといった音を出して、人々に不安感をもたせないように、措置を講ずることなどが思い起こされます。

よく使用されている鉄筋コンクリート構造という分野で視た場合、コンクリートの壁版・床スラブに生ずるクラックなどの問題もこれらに含まれる筈ですが、よくわからない部分もあって、ないがしろにされ易い事柄です。

壁版・床スラブに生ずるクラックは、鉄筋を増加すればある程度改善できます。

ただ耐震壁・耐力壁でもない壁版に多量の鉄筋を使うことには抵抗があって、逆に周辺部材の拘束力を緩めれば改善されることはわかっている、床スラブではそのようにはできないし、壁版では耐震壁・耐力壁として利用したい場合もあって難しい問題となります。

床スラブの場合、RC系の建物であれば、周辺材の拘束力によって四辺固定となります。一方、鉄骨系の建物の周辺では、二辺固定・二辺支持とか三辺支持・一辺固定といった条件になって、たわみは大きくなる傾向にあって、スラブ厚さが薄いと苦情の生じ易い床スラブとなります。これらのことを承知した上で床スラブの設計は行われていますが、建物本体の構造計算の精度はかなり高いレベルにあるのに比較して、これらの二次材の設計は、忙しきかまけてややもすると曖昧に設計されがちであることはいなめません。

いわゆるセンタ評定・評価を受ける建物では、十分に検証されるでしょうから問題は少ないかも知れません。しかしセンタ評定・評価を受ける、受けないに関わらず、壁版・床スラブに不都合なクラックを生じさせないための配慮、床の振動が有害となるレベルに至らないための処置は、構造家のなすべきことと思っています。

人にやさしい建物とは、このようなことを、十分考慮して設計されている建物のことと考えています。

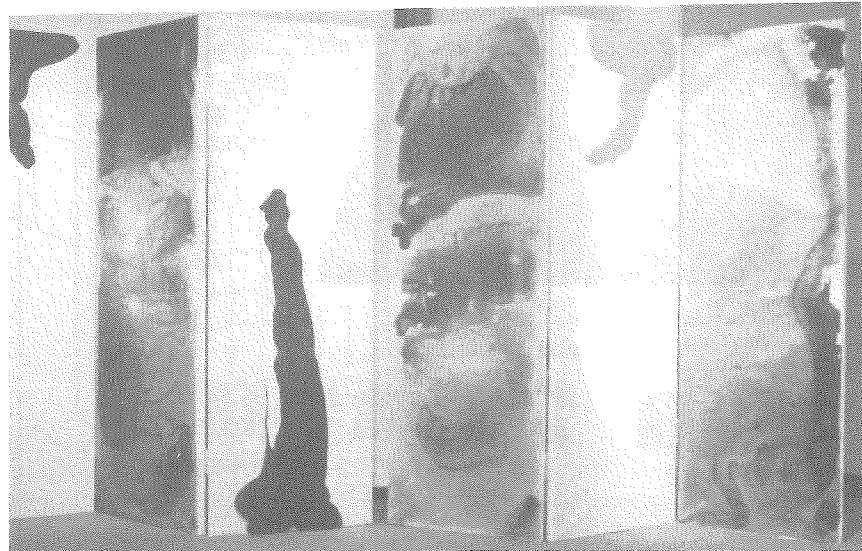
## 墨に浮かぶ心象風景

ノーマン・カトウ



雲肌麻紙の白く柔らかな表面に、淡雪のように溶けてにじんていく灰色、嵐を告げる暗雲のように群れている黒……。墨の濃淡に浮かび上がるのは、心の奥底に隠したはずの哀しみだろうか。真赤に滴たる、あるいはうずくまる石膏に凝縮しているのは、秘められた情念の炎だろうか。——見る者は、変幻自在なイメージの世界へと誘い込まれる。

和紙の一種である雲肌麻紙、墨などの東洋の伝統的素材に、石膏や砂といった身近な素材を加えて、独特の抽象的立体画を創り続けているノーマン・カトウさんは、1940年名古屋生まれ。東京芸術大学で日本画を学んだ後、ノリタケでデザ

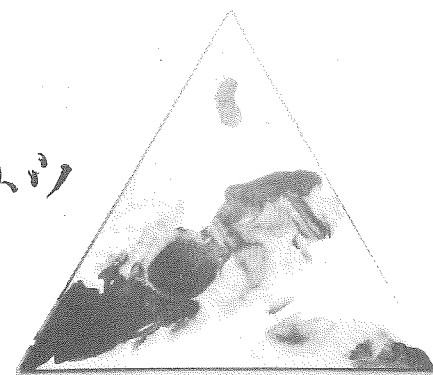


インの仕事に携わる。20年勤めて退職。現在の創作活動を始めたのは1986年のことだ。

20年間の勤務中に、仕事でアメリカに2年、ヨーロッパに3年滞在した。この体験が、東洋を見直すきっかけになったのかもしれない。ノーマンというのは、滞米中につけられたニックネームだ。

いま、「墨にとりつかれている」という。自分の思っていることをいちばん表現し易い素材だからだ。日本に入ってきたかたか 100年の油絵具では、なかなか表現しにくいものがあるという。長い伝統の深みを持つ墨には、東洋の美意識、幽玄の世界に通ずるものがある。確かに、作品の前に立つと、石庭を前にしたときのような、しん、とした静けさを感じる。「ひとつの墨の世界を創り出していくことに意味があるんです。ただ一点だけ見るのではなく、何点も見て、そこに表現されている『世界』を感じとってほしいですね。」とカトウさんはいう。

床の間のない家に住む人が多数派となったいまのニッポン、古典的な墨絵を継承していくだけでは時代を表現しきれない。カトウさんは、「その時代に合っ



たものを創る、というのが生きている人間の使命」だと考え、「伝統的素材を使って、いかに現代風な表現をするか」をひとつのネライとして創作をしている。墨は、扱いによっては、とてもモダンになるのだ。

また、自分の世界を表現するために、いろいろなアプローチを試みている。石膏や砂を使ったり、和紙をちぎって貼ったり、四角柱を使ったり、という立体画の手法も、「ただ墨だけでは、自分の気持ちにピッタリこないから、もっとふくらみをつけたいと思って」始めたものだ。

墨も紙も生きている。自然条件が加味されるから、計算したってその通りにはいきこくない。石膏を流すときも同じだ。「イメージを殺す、というか、無にして描いた方が自然になじんだものができずね。」偶然性や意外性を、逆に面白い作品を創る原動力に変えてしまうのだ。すべてを理詰めには割り切ろうとしない考え方に、東洋を感じる。

「建築の原点は人間だと思います。人間不在の建築では意味がありませんからね。人間の住む快適な空間が建物だとすれば、私はその空間にとけ込むものを創りたいと思っています。建築とクロスオーバーして、よい空間をつくっていききたいですね。」建築がハードな物質の世界の構造物だとすれば、自分の作品はソフトな精神世界を構築していくものだという。

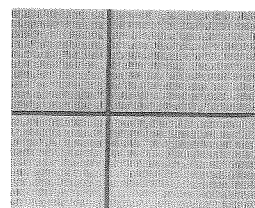
「名古屋だって文化の発信地になれるんだ、ということを示したい」というカトウさんの、今後の活動に注目したい。

(あ)

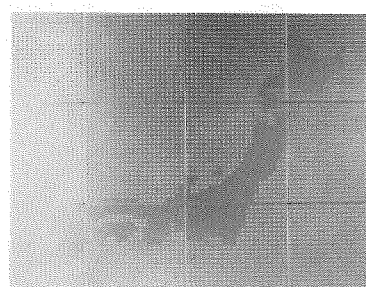
# AL·ETTE

PILOT METARUBY  
ALMINIUM SILHOUETTE PANEL

洗練された技術が新時代の建築空間に  
ファッショナブルなテクスチャを演出します。



アルエットは、パイロットが培った長年の加工技術が裏付ける高精度・高品質を基盤に、豊富なパターンを加味することにより、内外装パネル、天井、エントランス周りの化粧材として幅広い用途にご利用いただけます。さらに、表面のパターンを利用して、社名ロゴマークや絵柄などを表現することも可能。デザインの可能性が広がりました。あらゆる用途・デザイン目的にお応えするアルエットは、時代が求めている化粧材です。



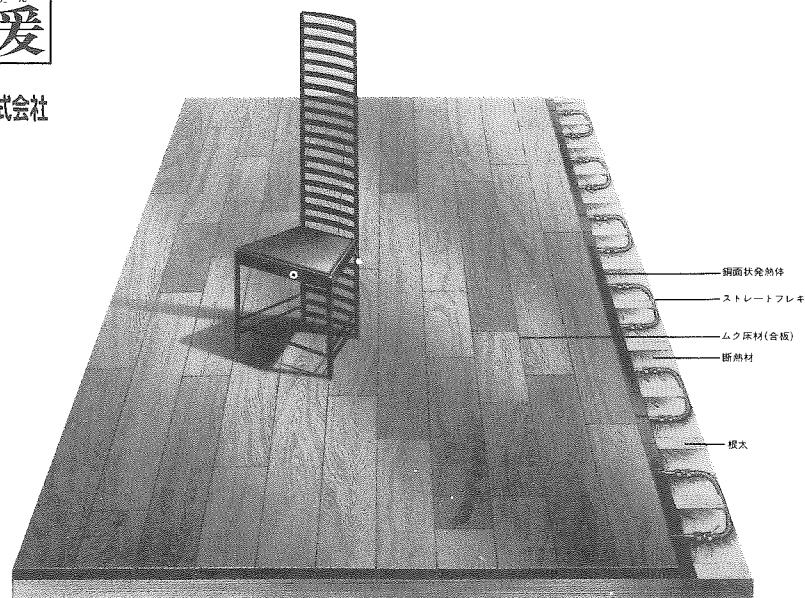
アルミ建材の製造施工  
パイロット建材工業(株)

〒463 名古屋市守山区森孝3-1808  
TEL 052-772-5841 FAX 772-6717

## 輻射熱暖房システム

### フロアヒーター 常暖

西協アルコ社相互技術提携  
PFA富士プラントアルコ株式会社



自然流の暖房です。  
フロアヒーティングで得るぬくもりの新しいカタチ

顔は火照るが足元は寒い、これほど不快な現象はありません。現在主流を占める対流式(空気加温式)暖房の最大の難点はこの点にあります。このウィークポイントを本質的に解決し、さらに、安全性、経済効率、健康への影響という面でも優れた特性をみせるのがフロアヒーティングです。建築の流れが板張りの家へと移ってきている現在、低温水循環方式のフロアヒーティングのニーズが増えてきています。富士プラントアルコのオートバスシステム(常暖・保熱)なら施工性に優れ、板張りの床にも完全に对应でき、どのような形状の部屋にもピッタリと敷きつめられます。もちろん、耐久性は高く、操作も簡単です。また、ボイラーの熱源は選びません。経済効率も抜群。暖房を入れたらすぐに、足元からじわじわと、心地よいマイルドな暖かさが伝わってきます。まさに、「頭冷足温」の、本物のぬくもりが家庭を包みます。住む人の健康を考えた、自然流の暖房です。

設計・施工代理店

## 高橋物商 株式会社

本社/〒451 名古屋市西区南押切町1-8  
TEL (052) 524-0712 FAX (052) 524-0863

# 24時間・365日、 ビルの安全を見守ります。

## 三菱 ビルトータル管理システム メルセントリー



便利で快適な毎日は、  
安全の裏付けから。

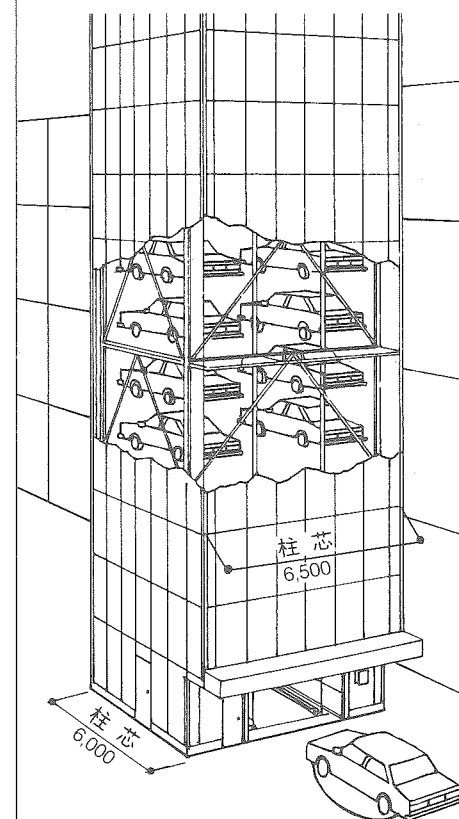
三菱ビルトータル管理システム(メルセントリー)は、お客様のビルと、菱電サービス(情報センター)および総合警備保障(ガードセンター)とをオンライン化。各種ビル設備・機器の異常や故障、火災や侵入を24時間・365日、休むことなく監視します。万一の場合には、専門技術者が応急処置・事態の拡大防止に急行。便利で快適な暮らしに貢献する、安心のシステムです。

より快適な環境づくりをシステムで追求する

### 菱サ 菱電サービス株式会社

中部支社 〒460 名古屋市中区栄4-1-1(中ビル)  
☎(052)263-7621

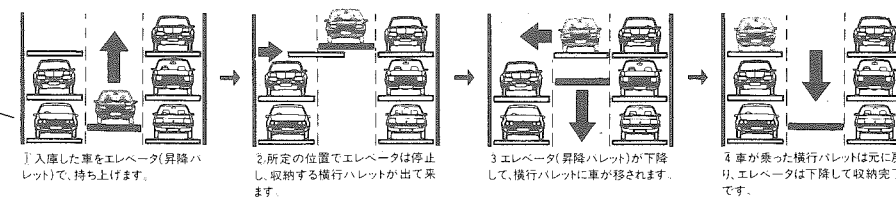
# 21世紀の駐車システム—パズルタワー—



パズルタワーはタチカワの最新駐車システム  
画期的なエレベーター方式と比類のないフォークによる  
連向受渡し機構の採用により時間の壁を破りました。

- ハイスピード…高速運転により、最大出庫待ち時間59秒  
入庫時:60~90m/min 出庫時:94m/min  
入庫と出庫の連続運転が可能です
  - 低ランニングコスト…契約電力15Kw、電気料金4~5万円/月
  - 静粛運転…騒音は従来比15db減少、振動は従来比1/6以下となり、深夜運転、ビル組込みが可能です
- ※上記はターン装置内蔵型、32台収容の数値です

((パズルタワー自慢の仕組み))



●資料及びお問合せ

## 立川ブラインド工業株式会社

名古屋支店

〒451 名古屋市西区児玉3丁目四番四号

TEL 052 (532) 0181

(社)新日本建築家協会東海支部愛知部会機関誌ARCHITECTを  
貴社の情報の場としてご利用下さい。

- ・貴社のイメージ広告として
- ・新製品の発表の場として
- ・営業所の移転、新設のご案内として
- ・設計営業担当者のあいさつの場として
- ・建築家とメーカーとの対話の場として

他に月極定期広告、単発PR広告も募集  
しています。ご希望の方はJIA事務局まで

※広告の詳細についてはお邪魔してご説明します。

ARCHITECT編集部

## 編集後記

●ARCHITECT創刊以来、早いもので1年がたちまち経ってしまった。いろいろな批判も出ているが、この1年の実績をどう2年目に繋いでいくか、ご意見をいただきたい。この一年編集の基軸を建築家の職能の確立において、議論を起こしてきたが、実に多くの有益な示唆に富んだ提言をいただいた。

●なかでも鋤納忠治インタビューで各界から得た職能への助言は教訓的であった。とりわけ今号の小山齊名古屋弁護士会長の「建築家職能論」は法律家としての論理と洞察をもった素晴らしい話であった。また、英国RIBAを中心に建築家職能を紹介し論じてくれた瀬口哲夫論文も、

これからのJIAの活動にとって大いに参考になると思う。先号で終わった林英光論文は「デザイン博」という身近な話題で興味深く読者を魅了させてくれたと思う。リレーでお願いした「都市への提言」も都市のもつ多様性、視点を教えてくれた。

●2年度からは、機関誌としての性質を大切に、雑誌づくりへ会員の参加を大幅に求めていきたい。とりわけ今年度開催されるJIA・名古屋市共催の「都市デザインセミナー」で出される課題、方針をどう深め具現化していくかという要請が、大きな編集テーマになっていくものと思われる。商業誌ではない利点を生かして、興味本位に編集される当今の雑誌と違って、真面目に会員間の議論を起こしていく雑誌としたいものだ。限られた誌面である。JIAの目的と会員相

互のコミュニケーションの場としての有効な編集が要求されている。

●次号は創刊1周年を記念して、アトラダムに会員のARCHITECTへの意見・批判・提言のアンケート企画を考えている。ご協力をお願いする次第である。

## ARCHITECT

第13号

発行日 1989・10・1 (毎月1回発行)

定価 380円

発行所 社団法人 新日本建築家協会  
東海支部愛知部会

発行責任者 栢本良三

編集責任者 森 鉦一

編集 愛知部会ブリテン委員会  
建築ジャーナル

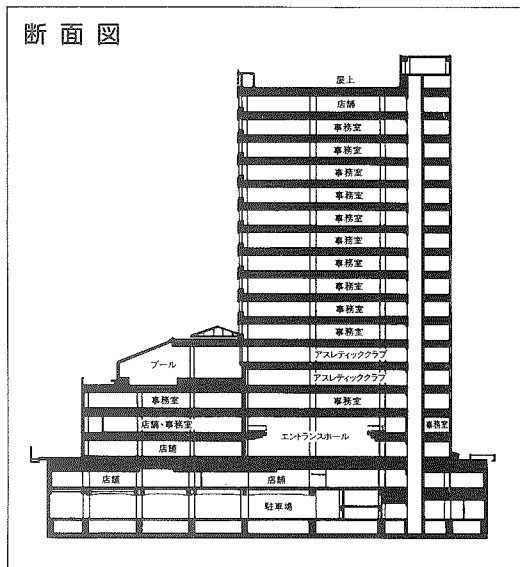
名古屋市中区栄四丁目3番26号

昭和ビル5階

TEL (052)263-4636 FAX 251-8495

## JBPオーバル向け三菱インテリジェントビルシステム

断面図



所在地 東京都渋谷区神宮前5丁目52番2号  
 建築主 日本ビルプロジェクト㈱、㈱日本リース  
 設計監理 日本ビルプロジェクト㈱、㈱北澤建築設計事務所  
 施工 東急建設㈱、鹿島建設㈱、東海興業㈱、鉄建建設㈱、日東建設㈱JV  
 電気工事 ㈱雄電社、㈱関電工、六興電気工事㈱JV  
 規模 地下2階、地上16階、塔屋1階  
 構造 地下部分/鉄骨鉄筋コンクリート造  
 地上部分/鉄骨造/タイル打込PCカーテンウォール  
 用途 事務所、店舗、アスレチッククラブ  
 敷地面積 4,702㎡  
 建築面積 1,945㎡  
 延床面積 29,295㎡  
 竣工日 昭和63年11月



JBPオーバルの外観

## JBPオーバル

東京・青山の青山通り沿いに、本格的なインテリジェントビルJBPオーバルが昭和63年10月誕生しました。このビルは美しいだ円形をしたビルで周囲の注目を集めています。また、周りには全面鏡面ガラス張りの“国立総合児童センター（こどもの城、青山劇場）”やキリスト像を抱いた“青山学院大学校舎”が建ち、さらにピラミッド形をした“国連大学”の建設が予定されており、まさに青山のこの一帯は、独特な建物が建ち並び、インテリジェントビルとしての建築面、外環境面も十分なものとなっています。ビルの環境面では、外には前面広場、1階吹抜けイベントホールにはふんだんに植栽が施され、人々の憩いの場となっています。

このJBPオーバルを支えるシステムは、①分散処理型ビル管理システム（MELBAS-D）②デジタル電子交換機（MELSTAR）③キーレスセキュリティシステム④総合課金システム⑤駐車場システム⑥ITVシステム⑦インテリジェントエレベーター⑧出退勤システム（テナント工事）と多岐にわたり、さらにそれらを統合化し、高度な機能を発揮させています。また、運営・管理の面でも設備の異常を三菱電機サービス㈱が、警備の異常を総合警備保障㈱が24時間オンラインで監視、万一の時の出動サービスを備え、また、多機能カードの発行・管理、電話システムのコンサルティング等インテリジェントビルの運営をトータルに支えています。

ビルが知能をもちはじめた

マ・イ・ハ・ス  
**Mibass**

(Mitsubishi Intelligent Building Automation Systems &amp; Services)

●お問い合わせ：三菱電機株式会社 中部支社 ビルシステム部 ☎(052)565-3166